



山形県公報

平成22年1月12日（火）
第2108号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（地域福祉課）…19
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………（ 同 ）…同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（ 同 ）…20
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（ 同 ）…同
- 山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更……………（庄内総合支庁水産課）…同
- 県営土地改良事業計画の変更……………（庄内総合支庁農村計画課）…22
- 民有保安林の指定施業要件の変更……………（森 林 課）…23
- 公共測量の終了の通知……………（管 理 課）…同
- 県道の供用の開始……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧……………（都市計画課）…同

### 公 告

- 平成21年度種苗生産事業者講習会の実施……………（森 林 課）…24

## 告 示

### 山形県告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成22年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地    | 指 定 年 月 日   |
|-------------------|------------------------|-------------|
| 本 町 眼 科 ク リ ニ ッ ク | 山形市本町一丁目3番14号 ラサール本町2F | 平成21. 12. 1 |

### 山形県告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（第55条において準用する同法第49条）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成22年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 施 術 機 関 の 名 称 | 開 設 者   | 指 定 施 術 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日    |
|-------------------|---------|---------------------|--------------|
| はーともっと鍼灸マッサージ     | 朝 倉 浩 和 | 天童市久野本四丁目13番20号     | 平成21. 12. 14 |

**山形県告示第25号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成22年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称   | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日      |
|-------------|---------------|----------------|------------|
| 山形徳洲会介護センター | 居宅介護支援        | 山形市清住町二丁目3番51号 | 平成21.12.15 |

**山形県告示第26号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類        | 指定介護機関の所在地    | 廃止年月日      |
|-----------|----------------------|---------------|------------|
| 介護プラザズラン  | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与 | 酒田市上安町三丁目7番12 | 平成21.12.31 |

**山形県告示第27号**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成22年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画****第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針**

本県は、沿岸・沖合資源の低位安定の打開策として、これまで減船事業の実施や資源管理型漁業の実践を推し進めてきたが、水産業の発展を図るためには今まで以上に海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。一方、全国的な資源の動向を見た場合、低水準・減少傾向が続き未だ資源の回復の兆しが認められない魚種があり、今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済発展への重大な支障となるおそれがある。

このようなことから県としては、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量等について下記のとおり管理措置を講じることとする。

**記**

- 1 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量若しくは漁獲努力量の公表等実効措置を講じるため、他県の入漁船を含め第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努める。
- 2 漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての詳細な科学的データ又は知見が必要であるため県水産試験場を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。
- 3 資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図る。
- 4 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理

型漁業を推進する。

5 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

6 本県における漁獲可能量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払う。

第2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量等に関する事項

1 第一種特定海洋生物資源の平成21年の知事管理の対象となる漁期及び数量は次のとおりである。

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期     | 本県に定められた数量 |
|-------------|----------------|------------|
| す け と う だ ら | 4 月 から 翌 年 3 月 | 若 干        |
| ま あ じ       | 1 月 から 12 月    | 若 干        |
| ず わ い が に   | 7 月 から 翌 年 6 月 | 37トン       |
| す る め い か   | 1 月 から 12 月    | 若 干        |

2 第一種特定海洋生物資源の平成22年の知事管理の対象となる漁期及び数量は次のとおりである。

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期     | 本県に定められた数量 |
|-------------|----------------|------------|
| す け と う だ ら | 4 月 から 翌 年 3 月 | (注)        |
| ま あ じ       | 1 月 から 12 月    | 若 干        |
| ず わ い が に   | 7 月 から 翌 年 6 月 | (注)        |
| す る め い か   | 1 月 から 12 月    | 若 干        |

(注) すけとうだら及びずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第3 第一種特定海洋生物資源知事管理数量等に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まあじ】

定置漁業と小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許・行使統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【ずわいがに】

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）とさめさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業しつつ、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進し、資源の保存及び管理に努めるものとする。

【するめいか】

するめいかの採捕を目的とする総トン数5トン未満の動力漁船漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

第4 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量に関する事項

平成22年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量及び対象となる採捕の種類に係る漁期は次のとおりである。

| 第二種特定海洋生物資源 | 採 捕 の 種 類                 | 管理の対象となる漁期                | 漁獲努力量（隻日） |
|-------------|---------------------------|---------------------------|-----------|
| ま が れ い     | 小型機船底びき網漁業<br>（うち手繰第一種漁業） | 平成22年9月1日から同年<br>10月31日まで | 1,870     |
|             | かれい固定式刺し網漁業               | 平成22年3月1日から同年<br>4月30日まで  | 2,147     |

第5 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について採捕の種類別に定める量に関する事項

平成22年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量及び対象となる採捕の種類に係る漁期は次のとおりである。

| 第二種特定海洋生物資源 | 採 捕 の 種 類                 | 管理の対象となる漁期                | 漁獲努力量（隻日） |
|-------------|---------------------------|---------------------------|-----------|
| ま が れ い     | 小型機船底びき網漁業<br>（うち手繰第一種漁業） | 平成22年9月1日から同年<br>10月31日まで | 1,870     |
|             | かれい固定式刺し網漁業               | 平成22年3月1日から同年<br>4月30日まで  | 2,147     |

第6 第二種特定海洋生物資源知事管理数量等に関し実施すべき施策に関する事項

【まがれい】

日本海北部のまがれい及びはたはたの資源回復を図るために国が作成した「日本海北部マガレイ・ハタハタ資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組みを進めることとする。

山形県告示第28号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営家根合広野地区土地改良（基幹農道整備）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営家根合広野地区土地改良（基幹農道整備）事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
酒田市役所、庄内町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成22年1月15日から同年2月15日まで
- 4 その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第29号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東根市大字観音寺字坂下山3172-1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字坂下山3172-1（次の図に示す部分に限る。）
    - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに東根市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第30号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成22年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
酒田市北千日堂前地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成21年10月5日から同年12月18日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（道路計画図作成）

**山形県告示第31号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年1月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成22年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 板井川下山添線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市上山添字神明前281番から  
同 255番3まで
- 3 供用開始の期日 平成22年1月12日

**山形県告示第32号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき西川町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 西川都市計画下水道
- (2) 名 称 西川町公共下水道
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

---

公 告

---

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、平成21年度の種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成22年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 講習会の日時及び場所
  - (1) 日 時 平成22年2月9日（火）午前10時から午後5時まで
  - (2) 場 所 寒河江市大字寒河江丙2707  
山形県森林研究研修センター
- 2 受講手続  
受講申込書を平成22年1月29日（金）までに住所地を所管する総合支庁の森林整備課に提出すること。
- 3 その他  
詳細については、農林水産部森林課（電話023(630)2528）又は各総合支庁の森林整備課に問い合わせること。